

公益社団法人北海道交通安全推進委員会交通遺児奨学部会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道交通安全推進委員会定款第41条の規定に基づき、交通遺児奨学部会（以下「部会」という。）に関する基本的事項を定めることにより、その公正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(権限)

第2条 部会は、次の事項について決議する。

- (1) 交通遺児奨学金規程に定める奨学生の決定のほか、奨学金の貸付、変更及び減免等に関すること。
- (2) 交通遺児見舞金及び給付金支給規程に定める給付金の支給決定等に関すること。
- (3) 交通遺児に係る規程に関すること。
- (4) その他部会長が必要と認める事項に関すること。

(委員の構成)

第3条 定款第41条第2項に規定する部会の委員は、次の機関・団体等に所属する者で構成する。

- (1) 北海道教育委員会
- (2) 北海道市長会
- (3) 北海道町村会
- (4) 公益財団法人北海道高等学校奨学会
- (5) 社会福祉法人北海道社会福祉協議会
- (6) 独立行政法人自動車事故対策機構札幌主管支所
- (7) 石狩地区交通安全推進協議会
- (8) 札幌市交通安全運動推進委員会
- (9) 一般財団法人北海道交通安全協会
- (10) 公益社団法人北海道交通安全推進委員会

2 前項において、部会は必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する理事会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠等により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長の設置等)

第5条 部会に、部会長を置き、第3条第1項第10号に規定する委員がこれに当たる。

(部会長の職務)

第6条 部会長は、次の職務を行う。

- (1) 部会を招集すること。
- (2) 部会の議事進行に関すること。
- (3) その他部会運営に関すること。

2 部会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ部会において定めた順序により、他の委員がこれに当たる。

(定足数)

第7条 部会は、委員の過半数以上の出席がなければ部会を開催することができない。

(決議)

第8条 部会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(報告)

第9条 部会長は、議決事項について、次の理事会に報告しなければならない。

(会議録)

第10条 部会の議事については、書面をもって会議録を作成しなければならない。

(補則)

第11条 この規程の実施に際し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、本委員会の設立登記のあった日（平成23年3月1日）から施行する。
この規程は、令和5年4月1日から施行する。